鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月３１日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第２６号

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥取市介護保険条例（平成１２年鳥取市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３１年度から平成３２年度までの各年度」を「令和２年度」に、「２９，２５０円」を「２３，４００円」に改め、同条第３項中「平成３１年度から平成３２年度までの各年度」を「令和２年度」に、「２９，２５０円」とあるのは、「４３，８７５円」を「２３，４００円」とあるのは、「３９，０００円」に改め、同条第４項中「平成３１年度から平成３２年度までの各年度」を「令和２年度」に、「２９，２５０円」とあるのは、「５６，５５０円」を「２３，４００円」とあるのは、「５４，６００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の鳥取市介護保険条例の規定は、令和２年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。